

## 入札に参加する者に必要な資格（案）

(1) 応募形態	共同施工方式による特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）
(2) 企業体の結成条件	<p>ア 自主結成</p> <p>イ 構成員数 2者以上</p>
(3) 代表者に必要な資格等	<p>入札参加申込期限日において、次に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、アからウについては、2024年度豊岡市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている営業所（以下「登載営業所」という。）において、すべての要件を満たしていること。</p> <p>ア 近畿（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県をいう。以下同じ。）内に設けられていること。</p> <p>イ 建築工事業の特定建設業許可を有すること。</p> <p>ウ 資格者名簿の建築一式工事において、総合評定値に豊岡市建設工事入札参加者に係る資格格付要領に規定する地域・社会貢献評価に係る数値を加算した総合数値（以下「総合数値」という。）が955点以上であること。</p> <p>エ 単一の工事において、次に掲げるすべての要件を満たす工事を元請として完成（引渡しが完了したものをいう。）した施工実績を有すること。</p> <p>(ア) 2004年度以降に発注された工事であること。（PFI事業及び民間企業等による発注工事を含む。）</p> <p>(イ) 建築基準法の規定による用途が、同法別表第1(イ)欄1項に掲げる用途を含む施設の新築に係る建築一式工事であること。</p> <p>(ウ) 単独施工又は共同施工方式による共同企業体（当該企業体の代表者に限らない。）として施工したものであること。</p>
(4) 第1構成員に必要な資格等	<p>入札参加申込期限日において、登載営業所が、次に掲げるすべての要件を満たしていること。</p> <p>ア 豊岡市内に設けられた主たる営業所であること。</p> <p>イ 建築工事業の建設業許可を有すること。</p> <p>ウ 資格者名簿の建築一式工事において総合数値が860点以上であること。</p>
(5) 第2構成員に必要な資格等 (構成員3者以上により結成する場合)	<p>入札参加申込期限日において、登載営業所が、次に掲げるすべての要件を満たしていること。</p> <p>ア 豊岡市内に設けられた主たる営業所であること。</p> <p>イ 次のいずれかの建設業許可を有すること。</p> <p>(ア) 建築工事業</p> <p>(イ) 電気工事業</p>

	<p>(ウ) 管工事業</p> <p>ウ 資格者名簿における総合数値が、次の各号いずれかに掲げる点数以上であること。</p> <p>(ア) 建築一式工事 750 点</p> <p>(イ) 電気工事 590 点</p> <p>(ウ) 管工事 590 点</p>
(6) 構成員の出資比率	<p>ア 各構成員の出資比率は、次の割合以上とする。</p> <p>(ア) 2 者の場合 40%</p> <p>(イ) 3 者又は 4 者の場合 20%</p> <p>(ウ) 5 者以上の場合 12%</p> <p>イ 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。</p> <p>ウ 第 2 以降の構成員の出資比率は、第 1 構成員の出資比率以下とする。</p>
(7) 代表者が配置する技術者	<p>代表者は、契約期間中、次に掲げるすべての要件を満たす技術者 1 名を専任で配置すること。また、低入札価格調査制度に係る調査を経て契約締結した場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たす技術者 1 名を追加して専任で配置すること。</p> <p>ア 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を修了した者</p> <p>イ 建設業法に規定する営業所における専任の技術者でない者</p> <p>ウ 入札参加申込期限日において、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者</p>
(8) 代表者以外の構成員が配置する技術者	<p>代表者以外の構成員は、契約期間中、次に掲げるすべての要件を満たす技術者 1 名を専任で配置すること。</p> <p>ア 次のいずれかの資格を有する者</p> <p>(ア) 建築工事業に係る主任技術者となり得る資格</p> <p>(イ) 電気工事業に係る主任技術者となり得る資格</p> <p>(ウ) 管工事業に係る主任技術者となり得る資格</p> <p>イ 建設業法に規定する営業所における専任の技術者でない者</p> <p>ウ 入札参加申込期限日において、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者</p>
(9) 技術者の配置に関する条件	<p>ア (7)及び(8)の技術者については、入札参加申込時に届出をした配置予定技術者から選任することとし、病欠、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中の交代は認めない。</p> <p>イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、いずれの配置予定技術者も本件工事に配置することができなくなったときは、直ちに入札参加申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。</p> <p>ウ (7)の技術者について、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定を受け</p>

	<p>る監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）を配置しようとする場合は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。</p> <p>(ア) 当該特例監理技術者が兼務する工事現場の数が 2 以下であること。</p> <p>(イ) 当該特例監理技術者が兼務する工事現場の相互の間隔が 10km 以内である、又はいずれの工事現場も豊岡市内に所在すること。</p> <p>(ウ) 当該特例監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）が、工事現場ごとに専任で配置されていること。</p>
--	--